

令和5年度 事業計画

幼保連携型認定こども園 すわかども園

まえがき

すわかども園も運営を開始してから42年が経過しました。これまで子どもたちの最善の利益を第一義に、保護者や地域の方々との信頼関係の構築のために、職員一同一致団結して本園の運営を進めてきた。

令和5年度の申請状況をみると、地域の人口減少、少子高齢化の中にあってもこの樋脇地域で定員を超える入所申込があった。これも、この地域に開かれた認定こども園としてしっかり馴染んできているからこそであると思っている。今年度はアフターコロナの保育をしっかりと考え、これまで以上に全職員一丸となって保育の質の向上を図り、すべての子どもたちが健やかに安心・安全に成長できる場所を提供していきたい。

1 園の概要と保育の基本方針

(1) すわかども園の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	すわかども園
所在地	鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野 550 番地
電話番号	(0996) 38-1193
代表者氏名	園長 帯田 昌吾
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認可年月日	平成30年4月1日認可

(2) 施設の目的

社会福祉法人諏訪福祉会が設置するすわかども園（以下「本園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(3) 教育・保育の基本方針

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

本園の教育・保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。

また、認定こども園の社会的役割を十分に果たしていくために必要となる保育環境整備に努めます。さらに、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉の関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

基本方針① “一人ひとり” が輝く保育

子ども一人ひとりを、一個の主体として大事にし、愛おしい存在としてその命を守り、情緒の安定を図りながら「一人ひとりが輝く」ことを保育の土台とします。

基本方針② “豊かな環境” を通して行う保育

愛情豊かな環境の下で、子どもの心身の発達を促します。認定こども園における保育の基本は、環

境を通して行うことです。保育の環境とは大人や子どもなどの「人的環境」、設備や遊具などの「物的環境」、そして自然や社会の事象などであり、こうした人、物、自然が関連し合って保育の環境を作り出していきます。環境との相互作用において重要なことは、自分から興味や関心を持って、自発的、主体的に関わろうとする意欲や態度を育てることです。

基本方針③ “人との関わり”を大切にする保育

幼い子どもは、周囲の大人から、この世にただ一つ存在するかけがえのない人間として尊重され、愛されることによって、人への信頼感を育んでいきます。この基本的な信頼感を心の拠りどころとして、子どもは徐々に働きかける対象を広げていきます。興味や好奇心に導かれていくこども園の生活には、子どもにとって新たな出会いや発見に満ちています。笑ったり泣いたり驚いたり不思議に感じたり、周囲の大人や子どもと共感したり、楽しんだりする中で、子どもの情緒が豊かになっていきます。

基本方針④ “健康で安全”な保育

認定こども園の長時間にわたる生活の中で、子どもに健康で安全な保育を提供することは保育の基本原則です。また、一人ひとりの生活リズムを大切にするとともに、次第に乳幼児期にふさわしい生活リズムとなるように努め、健康、安全で情緒の安定した生活が送れるようにします。

(4) 保育目標～めざすこども像～

① 素直で明るい元気な子ども

ア 豊かな心をもち、自ら学び、自ら行動する生きる力を養い、たくましく生きる子どもを育てる。
イ 明るく元気なあいさつができる子どもを育てる。

② 意欲的にあそべる子ども

ア くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的にあそぶ力を育む。
イ 積極的にあそびや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
ウ 歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。

③ 思いやりのある子ども

ア 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。
イ 恵まれた地域の自然環境に触れて、感謝と思いやりの心を育てる。

④ がまんできる子ども

ア 最後までがんばり通す強い意志を持つ子ども、我慢できる心を育てる。
イ 豊かな人的環境の中で、人への思いやりの心を育て、がまんすること、待つことの大切さを教える。

2 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

区分	項目	面積	
子ども園	敷地	1670 m ²	
	園舎（新園舎棟）	構造	木造1階建て
		延床面積	863.20 m ²

(2) 設備

① 認定子ども園園舎棟（新園舎）

延床面積：863.20 m²

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	33.46 m ²
ほふく室	1室	66.24 m ²
保育室	4室	ぱんだ組（満2歳児1クラス）、39.74 m ²
		うさぎ組（満3歳児2クラス）、39.74 m ²
		きりん組（満4歳児2クラス）、39.74 m ²
		ぞう組（満5歳児1クラス）、39.74 m ²
		合計 158.96 m ²
遊戯室（ランチルーム）	2室	188.80 m ²
調理室	1室	28.98 m ²
便所	7室	45.39 m ²
医務室	1室	7.94 m ²
会議室	1室	33.15 m ²
事務室	1室	36.29 m ²

② 地域子育て支援センター

設備	部屋数	備考
地域子育て支援センター	1室	48.990 m ²

3 学年及び学期

(1) 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

(2) 1年を次の3学期に分けます。

1学期	2学期	3学期
4月1日から8月31日まで	9月1日から12月31日まで	1月1日から3月31日まで

4 利用定員

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定めます。

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
0歳児			7名
1歳児			14名
2歳児			14名
3歳児	3名	15名	
4歳児	3名	15名	
5歳児	4名	15名	
計	10名	45名	35名

利用定員 90名

5 幼児教育・保育を提供する日、時間、行わない日

本園の利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次の通りです。

(1) 1号認定子ども（教育時間認定）

利用できる曜日	月曜日から金曜日	
保育時間	8時30分～14時30分（6時間00分）	
延長保育	15時00分～18時00分	
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏季	8月10日～8月20日
	冬季	12月29日～1月6日
	春季	3月30日～入園式の前日まで

(2) 2号認定、3号認定子ども（保育時間認定）

利用できる曜日	月曜日から土曜日	
保育時間	標準時間利用	7時00分～18時00分（11時間）
	短時間利用	8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	標準時間利用	18時00分～19時00分
	短時間利用	朝）7時30分～8時30分 夕）17時00分～19時00分
休所日	日曜日・祝日	
	年末年始	12月29日～1月3日
	年度末	3月30日～3月31日

6 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
園長	勤務時間帯（9：30～18：30）
副園長	勤務時間帯（9：00～18：00）
主幹保育教諭	勤務時間帯（保育教諭と同じ）
副主幹保育教諭	勤務時間帯（保育教諭と同じ）
指導保育教諭	勤務時間帯（保育教諭と同じ）
保育教諭	A（8：30～17：30） B（8：30～17：30） C（7：00～16：00） D（10：00～19：00） E（8：00～17：00） F（9：00～18：00）
看護師	勤務時間帯（8：30～17：30）
栄養士	勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	勤務時間帯（8：00～17：00）
保育・子育て支援員	勤務時間帯（8：30～17：30）、（9：00～18：00）
事務職員	勤務時間帯（8：30～17：00）

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。ただし、職員の配置については、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上で、かつ薩摩川内市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とします。なお、員数は入所人数により変動することがあります。

園長	1名	園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。
副園長	1名	副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務をつかさどります。
主幹保育教諭	1名	主幹保育教諭は、地域の保護者に対する子育て支援を行うと共に、教育・保育の内容について他の保育教諭を総括します。
副主幹保育教諭	1名	副主幹保育教諭は主幹保育教諭を補佐し、特定教育及び保育全般についての他の保育教諭を支援します。

指導保育教諭	2名	指導保育教諭は特定教育及び保育全般についての計画や実施についての支援を行います。
保育教諭	8名	保育教諭は、特定教育及び保育に従事しその計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
看護師	1名	看護師は、保育に従事し、児童の健康管理及び看護業務にあたります。
栄養士	1名	栄養士は、給食の栄養、衛生管理、アレルギー対応及び食育に関する業務に従事します。
調理員	2名	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います。
子育て支援員	1名	子育て支援員は、地域の保護者に対する子育て支援を行います。
園医	1名	園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、小児科、眼科、耳鼻科の健康診断等を行います。
園歯科医	1名	園歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行います。
園薬剤師	1名	園薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行います。
事務職員	1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

8 障害児の受け入れ態勢について

障害をお持ちの子どもを受け入れる際は、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。

9 提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) クラス編成

年齢	クラス名	人数	組数
0歳児	ひよこ組	3名	1組
1歳児	りす組	18名	1組
2歳児	ばんだ組	14名	1組
3歳児	うさぎ組	19名	1組
4歳児	きりん組	20名	1組
5歳児	ぞう組	20名	1組

合計 94名

(2) 年齢別保育の特徴

① 乳児（0歳児）保育の特徴

乳児期は発達個人差の大きい時期です。個々の欲求に合わせた生活を大切に食事や睡眠、オムツ交換などして心地よい生活を送ります。家庭的な温かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしていきます。

② 1～2歳児保育の特徴

この時期の子どもは、保育教諭等や友だちとふれあって遊び、子どもの「自分で」という気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（排泄、食事、衣服の着脱など）の援助をします。また、あそびや生活を通して子どもの発達を促したり、生命の保持及び情緒の安定を図っています。

③ 3～5歳児保育の特徴

この時期の子どもは、個々の子どもの興味、関心に応じて遊びを自ら選ぶ活動や課題活動をとおして、子どもの主体性や自発性を育みます。同年齢児や異年齢児などの友だちと遊ぶ楽しさを経験する中で社会性を育みます。年齢に応じた発達課題を捉えながら、基本的な生活習慣（食事、着脱、片付けなど）の自立へ向けての援助を行います。遊びの中で年齢にふさわしい経験を通して、聞く・考える・話す力の基礎や自主性・創造性の芽生えを養っています。

10 年間の主な行事について ★ は家族の方にご協力いただく行事です。

年間行事について	年間行事を通して色々な事を経験すること、また目標を持って、行事に主体的に取り組むことのプロセスを大事にしていきます。		
4月	入園式・保護者会総会 親子バス遠足 (平川動物公園)	10月	ハロウィンパーティ
5月	総合避難訓練 (消防署立ち合い)	11月	内科健診 市比野よさこい祭り
6月	保育参観・内科健診・歯科検診	12月	クリスマス発表会
7月	七夕まつり・プール開き・夏祭り	1月	年始式・たこあげ・マラソン大会
8月	お泊りキャンプ	2月	節分豆まき・思い出ツアー・保育参観
9月	お楽しみ会・運動会	3月	ひなまつり・卒園式
毎月行事	<ul style="list-style-type: none"> ・太鼓教室 1回/2カ月 (きりん、ぞう) ・タートル教室 2回/月 (うさぎ、きりん、ぞう) ・スイミング教室 2回/月 (きりん、ぞう) ・キッドピクス教室 2回/月 (りす、ぱんだ、うさぎ、きりん、ぞう) ・習字教室 1回/月 (ぞう) ・元気英語 2回/月 (うさぎ、きりん、ぞう) ・誕生会 1回/2月 (全園児) ・交通教室 1回/月 (月の下旬、全園児) ・避難訓練 1回/月 (月の下旬、全園児) ・わいわいデー 1回~2回/月 (全園児) 		
子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時保育事業 ・その他の子育て支援事業 (伝統文化子ども教室事業) 		

11 すわこども園が実施する子育て支援事業について

① 延長保育事業について

ア) 預かり保育・延長保育とは

教育・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。預かり保育・延長保育の場合、通常の保育料の他に利用料がかかります。この利用料は本園に直接支払うこととなります。

イ) 預かり保育、延長保育時間と料金基準

延長保育料	1号認定子ども (預かり保育)	450円/一日 上限11,300円
		朝 (8:30~9:00)、夕 (15:00~18:00) 土曜日 (8:30~18:00)
	2号、3号認定子ども 標準時間利用 短時間利用	100円/30分
		夕 (18:00~19:00) 朝 (7:30~8:30)、夕 (17:00から19:00)

ウ) 延長保育の過ごし方について

- ・午後6時以降からは、合同保育になり子どもたちはおやつを食べます。
- ・異年齢児との交流の時間として、家庭的な雰囲気を心がけながら、お迎えまで楽しく過ごせるように配慮します。
- ・クラス担任からの引き継ぎは、延長保育担当者がきちんと記録し伝達します。
- ・保育時間が長くなるとお父さんの負担も大きくなりますので、勤務終了次第お迎えをお願いします。

② 地域子育て支援拠点事業について

現代社会において少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業を実施しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。詳しくは地域子育て支援センターのしおりをご覧ください。

③ 一時保育事業

一時保育とは、お子さんをお持ちの保護者の方が、仕事の都合や家庭の事情により、継続的にまたは一時的にお子さんの保育ができない時などに、すわかども園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。定員に限りがありますので、詳しくは一時保育室のしおりをご覧ください。

1 2 おたより、届出、提出物等について

- ① 本園は月ごと、行事ごとにおたよりを発行します。よく読んで身近なところに貼って活用してください。また、回答や、申し込みをいただくものもあります。提出いただくものは期日を守っていただきますようお願いいたします。

【園だより】（月末に発行）

今月の行事・翌月の行事・お知らせ・日々の保育の様子などを載せます。

【給食だより】（月末に発行）

今月の献立とその献立の中レシピ、食事のマナー、栄養素についてなどを紹介しています。

【保健だより】（月末に発行）

清潔、安全、病気予防、健康管理などを取り上げて載せています。

【クラスだより】（クラスごとに、毎月発行）

流行の遊びや歌の紹介・クラスの出来事・子どものつぶやき・お願いやお知らせなどを載せています。

【行事のお知らせ】（学期ごとに発行）

◇ 年間様々な行事がありますが、その都度別紙にてお知らせいたします。

※ なお、上記の発行物については、目の届く場所に貼っておくなどして、きちんと保管してください。

- ② 住所、保護者の勤務先、緊急連絡、家族構成等、届出事項の変更があった場合はすぐにお知らせください。提出していただく書類等がありますのでよろしく願います。
- ③ 転居のため等通園が困難になったり、家庭の事情等で退園する場合は退園届を提出して下さい。退園届は退園が決まりましたら速やかに提出して下さい。

1 3 その他

- ① 本園のHP、ブログ等（開設予定）で子どもたちの様子を写真で掲載していきます。ぜひご覧ください。

1 4 給食・食育について

（1）児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	場 所
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	保育室
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	保育室
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	ランチルーム
3歳児		11時30分頃	15時頃	ランチルーム
4歳児		11時40分頃	15時頃	ランチルーム
5歳児		11時50分頃	15時頃	ランチルーム

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（2）献立について

- ① 職員と栄養士が話し合いながら、心身の成長、発達と健康保持、増進を図るために必要な食物を質、量の面からバランスの取れた献立を作成しています。乳幼児にふさわしい調理方法を行い衛生面についても十分注意し調理をしています。
- ② 毎月の献立はプリントでお知らせしますので、ご家庭での食事と重複しないようにしましょう。
- ③ 毎日の給食を玄関前に展示しています。ご意見、ご要望、ご質問等ありましたら、お気軽に職員、栄養士までお申し出ください。

（3）食物アレルギーへの対応について

アレルギーのあるお子さんには医師の指示のもとアレルギー除去食、代替食等出来る範囲で用意いたします。申請書、指示書、調査票等の提出が必要となります。個別にご相談ください。

(4) 離乳食について

個々の離乳の進み具合に合わせて、1人1人に合った離乳食を用意いたします。離乳食はご家庭で食べたことのある食材から始めますので、担当保育者と栄養士がご家庭とよく連携を取って進めていきたいと思います。

(離乳食の進め方)

- ① 食べやすい形で
子どもの状態にふさわしい形で与える。
食べる意欲を育て、噛める子どもに育てる。
- ② 栄養と食品のバランスを考えて
準備期は別として、ある程度進んだら離乳食の中に穀類・たんぱく類・野菜の三種類を合わせる。アレルギーを起こしやすい卵については、中期食まで使用しない献立にする。
- ③ 薄味で
調味料を出来るだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

(5) 食育について

すわこども園では、食育を「健康に生きていくための食習慣を身につける」ことと
考え、目的として、食を通して、心身の発達を促すこと、健康の保持・増進を図ること、よい生活習慣を身につけていくことを進めていきます。

(具体的な食育の取組)

- ① 毎年1回の嗜好調査の実施します。
- ② 毎月食育の日として、園全体で食に関する活動を行います。
- ③ 毎月の「給食予定献立表」の配布（幼児食・アレルギー除去食・離乳食・間食）
- ④ 「給食だより」の配布（食事の紹介や栄養等の情報紹介、年2回発行）
- ⑤ 特別メニューの提供（発熱時、お腹がゆるいとき等）
- ⑥ 親子クッキング（保育参観親子クッキング、おだんご作り、節分の日恵方巻作り等）
- ⑦ 食材（加工前の姿）を写真で紹介（切り身でない魚等）
- ⑧ 食材との関わり（実際に園の畑で各クラス野菜を栽培します。見て触れて感じていく活動を取り入れます。）

1.5 保健衛生について

一人一人の健康の保持及び増進確保と、こども園のこども全体の健康を確保いたします。こどもの健康は大人の責任で守られなければなりません、子ども自身が健康に関する知識と技術を身につけられるようにします。

衛生推進員	職名(資格等)	氏名
	園長(衛生推進員)	帯田 昌吾

(1) 健康教育について

子ども一人ひとりの発育・発達の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身につけ、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

- ① 日常養護・健康管理
- ② 病気予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

【年間保健行事】

保健行事	対象年齢	実施月
内科健診	全園児	6月、11月
歯科健診	全園児	6月

1.6 嘱託医等について

本園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 園内科医、小児科医

医療機関の名称	日高クリニック
医 師 名	渡辺 剛志
所 在 地	薩摩川内市樋脇町市比野 2617
電 話 番 号	(0996) 38-2125

(2) 園歯科医

医療機関の名称	林歯科
医 院 長 名	林 廣昭
所 在 地	薩摩川内市平佐町 2004
電 話 番 号	(0996) 20-5251

(3) 園薬剤師

名 称	ケーアイ調剤薬局
薬 剤 師 名	藁科 和義
所 在 地	薩摩川内市上川内町 3306 番地
電 話 番 号	(0996) 21-1952

1 7 事故発生時及び緊急時の対応及び賠償について

教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、教育・保育サービスの提供に伴って、本園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、本園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。なお、本園は賠償責任保険に加入しています。

1 8 非常災害時の対応

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

防火管理者	園長 帯田 昌吾
消防計画届出	令和4年4月
避難訓練	毎月実施 年1回消防署立会い訓練実施(5月)
防犯訓練	年3回実施(7月、10月、2月)
防火設備	消火器、自動火災報知設備、非常警報器具、誘導灯等
防犯設備	防犯カメラ、モニター付き電気錠
避難場所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：第2職員駐車場
緊急時の連絡	携帯メール連絡網(H30導入予定)、電話連絡網 連絡のつかない時もありますので、保護者の方から連絡や、お迎え等をお願いいたします。

1 9 特定教育・保育の記録について

特定教育・保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管します。

2 0 職員研修について(OJT、OFF-JT)

(1) 職員会議等について

・職員会議	毎月2回	・ケースカンファレンス	毎月1～2回
・給食検討会議	毎月1回	・合同主任会	毎月1回
・児童ケア会議	毎月1回	・チームリーダー会議	毎月2回
・委員会(リスク・食育・質の向上)	毎月1回～2回		

(2) 職員研修計画について

《園内研修》

・保育教諭等のキャリアパスの観点から、本園の園内研修は下記の通り階層別の研修体制とします。

初任者研修：1回/月 (経験年数1年目～3年目)	・新卒入職後3年以内の職員 ・他業界から入職後1年以内の職員
中堅職員研修：1回/2カ月 (経験年数4年目～6年目)	・担当業務の独力遂行が可能なレベルの職員

チームリーダー研修：1回／月 (経験年数7年目～)	・近い将来チームリーダー等の役割を担うことが想定される 中堅職員 ・現に主任、副主任、各チームリーダー等についている職員
全体研修：1回／月	・職員全員参加の研修会

2 1 社会福祉法人の地域貢献活動、小学校等との交流活動

(1) 地域貢献活動、地域との連携について

社会福祉法人は地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています。これまで本園においても、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小・中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど地域における様々な事業を展開してきました。さらに災害時などにおいては、園が被災者や地域の方々の生活を支える上で、重要な役割を担っています。こうした地域の公的施設として、地域貢献活動を積極的に実施していきます。

(2) 小学校との連携の在り方について

子どもの育ちを考えていくためには、認定こども園と小学校関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めることが大切です。定期的に小学校を訪問したり、小学生と交流する機会を設けて、子どもが小学校生活に対する見通しを持てるようになることも大切です。核家族化や地域の子ども集団において、年上の子どもと接することが少なくなりつつある現代社会においては、こうした子ども同士の触れ合いを通して、子どもが自ら成長していくイメージを持つことは貴重な体験となります。行事等を活用するだけでなく、より日常的に接する機会を持てるように積極的に連携を図っていきます。

2 2 苦情解決のための仕組みについて

苦情受付の体制を下記のように整えています。

苦 情 受 付	苦情受付担当者	主幹保育教諭	中間 理々香
	苦情解決責任者	園 長	帯田 昌吾
第三者委員	監 事	竹之内 敏彦	
	監 事	加治屋 秀則	
ご利用時間	8：30～ 17：30		
電 話 番 号	(0996) 38-1193	F A X	(0996) 38-1468